

# 豊橋市立吉田方小学校いじめ防止基本方針

## I いじめの防止についての基本的な考え方

子どもたちにとって学校は、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。本校のスローガン「笑顔いっぱい、力いっぱい」の基盤は安心できる学校生活にある。学校生活には子どもたちの「居場所」があり、子ども同士の「仲間意識（友愛，絆，他）」があることが大切となる。教師の進める「居場所づくり」と、子どもが主体となる「仲間意識」を重視した学校づくりを進めることで、認め合える人間関係づくりが進み、いじめを未然に防止することが可能となると考える。

一方、いじめについては、国も「いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうる」としていることから、学校としても、全教職員が、子どもたちからの小さなサインを見逃さないように努め、学校全体で組織的に指導に当たっていく必要があると考えている。

### (1) いじめの禁止

- ・児童は、いじめを行ってはいけない。
- ・児童は、他者のいじめを黙認してはいけない。

### (2) いじめの定義

- ・当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。起こった場所は、学校の内外を問わない。

## II いじめ防止対策組織

従来の「生活サポート（いじめ・不登校対策）委員会」を継続・拡大し、スクールカウンセラーや児童民生委員も組織として加え、いじめのささいな兆候や懸念を、特定の教員が抱え込むことのないように対応する。その際、あくまでも「いじめられた子どもを学校が守る」スタンスを貫くことを前提とし、本委員会がいじめ防止（未然防止、早期発見・早期対応、事案措置等）の取り組みの検討をする中核組織となる。

### (1) 「いじめ防止対策組織」の役割や機能等

#### ア 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、年1回「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディ（ケース会議）を実施し、教職員の生徒指導に関する力量向上に努める。

#### イ 子どもや保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校新聞や学校のホームページに掲載をする。

#### ウ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめ事案の事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、管理職の指導の下、学年主任を核として迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の子どもの様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

## エ 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。（フロー図については別紙1）
- ・学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ・調査結果については、いじめられた子ども、保護者に対して適切に情報を提供するとともに、教育委員会へ報告する。

## Ⅲ いじめの防止等についての具体的な取り組み

### （1）いじめの未然防止の取り組み

- ア 子ども同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していくための「居場所づくり」と「仲間（友愛，絆，他）づくり」を意識した学級づくりを進める。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実，体験活動を推進し，命の大切さ，相手を思いやる心の醸成を図る。
- ウ 全学年で情報モラル教育を推進し，子どもがネットの正しい利用とマナーについての理解を深め，ネットいじめの加害者，被害者とならないよう継続的に指導する。
- エ 子どもの人格を認めることを基盤におき，体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう，指導のあり方に細心の注意を払う。
- オ 学年主任会等で名前のあがった子どもについては，早期にスクールカウンセラーの面談を行い，いじめにつながらないように前もって支援体制を考える。

### （2）いじめの早期発見の取り組み

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施（原則月1回）し，子どもからの小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と子どもとの温かい人間関係づくりや，保護者との信頼関係づくりに努め，いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等，外部の相談機関を紹介し，子どもがどこにでも相談できるような環境を整える。

### （3）いじめに対する措置

- ア いじめの報告を受けたら「生活サポート委員会」で早急に対応する。
- イ 被害にあった子どもを守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害の子どもには教育的配慮のもと，毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解，保護者の協力，スクールカウンセラー等の専門家や，警察署児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い，いじめを見過ごさない，生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応は，必要に応じて市教委，警察署，法務局等とも連携して行う。そして記載内容については，市教委や警察に削除要請を行う。

## Ⅳ 重大事態への対応

### （1）重大事態が生じた場合

速やかに市教委に報告し【別紙 重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。

**(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合**

「吉田方小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。

**(3) 調査結果について**

被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

**(4) 関係機関との連携**

市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。

**V 学校の取り組みに対する検証・見直し**

**(1) 児童支援部会での見直し**

定期的及び必要に応じて児童支援部会を行い、共通理解を図り、これまでの取り組みの検証と今後の対応について考える。

**(2) 学校評価アンケートの実施**

いじめに関する項目を盛り込んだ学校評価アンケートを、教職員・保護者・学校関係者に対して、年1回実施（12月）し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

**VI その他**

ア いじめ防止に関する校内研修を年1回以上画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

イ 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。

ウ 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

## 学校用

# 重大事態対応フロー図

### いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

### 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）  
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)  
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)  
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

## 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

### 学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づき「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り客観的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いかなるに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

### 学校の設置者が調査主体となる場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力